

在ミュンヘン日本国総領事館での業務

在ミュンヘン日本国総領事館 領事 濱中 信行

抄録

2015年6月より、在ミュンヘン日本国総領事館に出向しております。欧州における知財センターとも言えるミュンヘンにて、経済担当領事として普段どのような業務に従事しているのかについて、最近のドイツ経済・欧州知財情勢にも触れつつ、ご紹介させていただきます。

1. はじめに

在ミュンヘン日本国総領事館（以下「在ミュンヘン総」または「当館」）に出向中の濱中と申します。初めて特技懇誌に投稿いたします。これまで特技懇誌とはあまりご縁がありませんでしたが、現在編集委員長を務める同期から寄稿の依頼をいただき、この度筆をとらせていただくこととなりました。以下、だらだらと書かせていただきますが、お時間の許す限りお付き合いいただけますと幸いです。

さて、寄稿するとして一体何を書こうか、既に他の方が同様のテーマでなんらか書かれているのではないか、と思い過去の特技懇誌記事をさっと調べたところ、やはりやはり、前々任にあたる久保田氏のご寄稿（以下「前寄稿」）¹⁾を発見しました。案の定、書こうかなと思った内容の多くは既に書かれてし

まっており、書くことはもうあまりないのではないかとも思ったのですが、そう言っていると本当に書くことがなくなってしまいますので、着任から1年3ヶ月ほどの経験を踏まえ²⁾、筆者自身が見て聞いて感じた内容を、一部前寄稿との重複も許していただきつつ書き記してみたいと思います。

以下は、もちろん筆者が所属する組織の見解とはなんら関係なく、筆者個人の見解に基づくものでありますところ、念のためお断りしておきます。

2. 在ミュンヘン総での業務

(1) 総領事館とは

総領事館とは、外務省に属する在外公館の1つでありまして、他には、大使館、代表部があります³⁾。

1) 久保田大輔、「ドイツ・ミュンヘン出向を振り返って」、特技懇、267号、42頁、<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/267/267kiko1.pdf>。

2) 平成28年9月現在。

3) 外務相ウェブサイトにおいては、次のように説明されています。

「大使館は、基本的に各国の首都におかれ、その国に対し日本を代表するもので、相手国政府との交渉や連絡、政治・経済その他の情報の収集・分析、日本を正しく理解してもらうための広報文化活動などを行っています。また、邦人の生命・財産を保護することも重要な任務です。

総領事館は、世界の主要な都市に置かれ、その地方の在留邦人の保護、通商問題の処理、政治・経済その他の情報の収集・広報文化活動などの仕事を行っています。

政府代表部は、国際機関に対して日本政府を代表する機関で、国際連合、ウィーンにある国際機関、ジュネーブにある国際機関と軍縮会議、OECD（経済協力開発機構）、EU（欧州連合）に対する政府代表部等があります。」

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/shigoto.html>)

非常にざっくりと言いますと、大使館は、国を代表して相手国政府と交渉や連絡等を行い、このため相手国の首都に置かれるのが基本です。また、相手国の政治経済等に関する情報収集や正しい日本理解のための広報文化活動、邦人保護や戸籍上・行政上・司法上の事務等の活動を行っております。これに対し、総領事館は、相手国の主要な都市に置かれ、定められた管轄地域内において、上述の大使館の活動のうち「また、」以下の後段の部分の活動を行っております。

ドイツには、首都のベルリンに大使館が置かれているのに加え、デュッセルドルフ、ハンブルク、フランクフルト、ミュンヘンに総領事館が置かれており、在ミュンヘン総の管轄地域は、バイエルン州(以下「BY州」)(州都:ミュンヘン)及びバーデン＝ヴュルテンベルク州(以下「BW州」)(州都:シュトゥットガルト)の南ドイツ2州となります。また、ドイツは「ドイツ連邦共和国(Bundesrepublik Deutschland)」との正式名称が示すとおり、連邦制の政治体制をとっており、首都ベルリンに所在する連邦政府のほかに、16ある各連邦州にもそれぞれ個別の州政府が存在していますが、この州政府が管轄する事項に関する業務は当該州を管轄する各総領事館が担当することになります。具体的には、各州には、経済、科学技術、教育、交通インフラ、エネルギー、農業、労働、環境、治安維持、司法等幅広い分野において実質的な権限が与えられているため、BY州及びBW州におけるこれらの事項に関しては在ミュンヘン総で対応することになります。



在ミュンヘン総が入居するビルディング

(2) 経済担当領事の業務

著者は、在ミュンヘン総において、経済班長として経済に関する事項全般を担当しております。班員は(現地スタッフを除くと)実質班長一人であるため、「経済」に関連があるあらゆる事項を基本的に著者一人で担当することになります。実際に、この1年3ヶ月ほど関わった案件も、経済産業や知的財産に関する事項以外に、科学技術、教育、農業、労働、エネルギー、交通等と非常に多岐に渡っております。主要国の大使館等の大規模な公館ですと、各省庁出身のアタッシュェが外向しており、出身省庁の所掌と同内容を担当することが通常ですが、当館のような小規模公館ですと、必然的に一人一人の担当範囲が広がってきます。

主な業務の概容を少し具体的に記しますと、以下のとおりです。

① 当地経済関連情勢把握

ドイツ、特に当館管轄の南ドイツ2州における経済情勢の把握が基本的な任務となります。具体的には、新聞等の当地報道や経済誌からの情報収集のみならず、当地の関係者、例えば当地で活動する日独企業、業界団体、BY州・BW州政府、ジェトロ、日独関係に関する各種団体等の関係者から直接・間接に話を聞くということも含まれます。そのため、日頃からこうした関係者とよい関係作りをしておくことが非常に重要となります。

収集した情報は、適宜外務本省及び関連する省庁へ報告するほか、各所からの照会への回答に活用します。

② 日本企業支援

当地で活動する日本企業、及び、当地への進出を図る日本企業のご支援も担当させていただいております。日本人会、当地州政府関係機関、ジェトロ等と共催の賀詞交換会や経済セミナー、日独経済関係者を招いてのレセプションの開催等、日本企業全般を対象としたネットワーキングに関するものが多くなりますが、これに加え、各企業の相談対応、記念式典への参加や、当地メッセに出展の日本企業からの事情聴取、また、場合によって行う当地関係者へのアポイントメント取り代行等、日本企業への個



賀詞交換会の会場として使用させていただいているミュンヘン市議会議場



メッセ・シュトゥットガルト（金属加工メッセAMB開催期間中）

た⁴⁾。BW州財務経済省、バーデン＝ヴュルテンベルク・インターナショナル (bw-i)、ジェットロ・デュッセルドルフ事務所と当館の共催で、ジェットロによる対日投資環境の説明に続き、対日投資・対BW州投資を行う日独企業として、ファナック (Fanuc)、デュール (Dürr Systems)、フロイデンベルク (Freudenberg) の各社に自社の経験を報告いただきました。おかげさまで100名余の日独関係者の参加を得て、成功裡に終えることができました。



シュトゥットガルトでの経済セミナー

別対応も行っております。

③対日投資促進

安倍政権が掲げる重要施策である対日投資促進も重要な任務の一つであります。対日投資促進においてはジェットロが中心的な役割を果たしていますが、当地ジェットロ事務所と協力しつつ、各種セミナーや個別面談の機会を利用して、投資先としての日本市場の魅力ドイツ企業に対してアピールするほか、ドイツ企業からの個別照会への対応等を行っております。

この業務の一環として、本年1月にBW州シュトゥットガルトにおいて、対日投資（及び対BW州投資）促進を目的とした経済セミナーを開催しまし

④知的財産関連

当館が所在するミュンヘンは、後述するように、ロンドンと並び欧州における知的財産の一大拠点となっておりますが、特許庁出身のアタッシェとして、当地での知財関連業務も大きな役割の一つであります。特技懇誌の読者の皆様にとっても、この点が一番ご関心がある点かもしれません。

具体的には、上記①、②及び後述の⑤に記した内容を、知財に関する分野において行うこととなります。①の当地情勢に関しては、当地に所在の欧州特許庁 (EPO)、ドイツ特許商標庁 (DPMA)、連邦特許裁判所、ミュンヘン地方裁判所等の知財関連当局やそのカウンターパートとしての特許・法律事務所、また、マックスプランク研究所や大学といった研究

4) 「これからのものづくり－日本とバーデン＝ヴュルテンベルク州、機械製造及びプラントエンジニアリング事業のパートナー („Fertigung der Zukunft - Japan und Baden-Württemberg, starke Partner im Maschinen- und Anlagenbau“)」。報告については、以下参照；在ミュンヘン総領事館の活動報告、<http://www.muenchen.de.emb-japan.go.jp/jp/ueberuns/hokoku.wirt.sem.bw2016.html>；bw-i、「Automatisierung sichert die Produktion in Hochlohnländern」、http://www.bw-i.de/services/presse-aktuelles/meldungen/einzelansicht/archive/2016/january/ansicht/respekt-vertrauen-und-freundschaft-die-erfolgsformel-fuer-eine-zusammenarbeit-mit-japanern.html?tx_ttnews%5Bday%5D=21&cHash=fbbee80306f8adf7eeaae1685bf2be28。

機関やドイツ企業の知財担当者、さらには、当地でご活動の日本企業知財担当者や日本国弁理士の方々からお話を伺ったり意見交換したりすることが主な業務になります。②の日本企業支援に関しては、上述の①とも重複しますが、当地の日本企業の知財担当者からご要望を伺ったり、当局ほか関係者との橋渡しのことをしたりしております。この点に関しては、本年2月に、ジェットロ・デュッセルドルフ事務所を事務局として、主に在欧日本企業から構成される「欧州IPG (EuroIPG)」が発足しております⁵⁾、当館は事務局には参加はしておりませんが、当地の関係当局との橋渡し等において欧州IPGの活動にご協力する機会も増えていくことになるかと考えています。

⑤便宜供与

「便宜供与」と聞くと、なんだか重々しい感じを受ける、あるいは、一体何の話ですか？と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、これはざっくり言いますと、外務省の在外公館のリソースの提供を通じて出張用務等のお手伝いをする、といった

内容になります。政府出張者や国会派遣団等が主な便宜供与対象者となりますが、具体的には、アポイントメント取付けやアポイントメントへの同行、宿舍留保や用務先への配車手配等を行います。

近年、ドイツ経済が欧州で一人勝ち状態にある中で南ドイツ2州がその中心的な役割を果たしており、また、羽田ーミュンヘン間の直行便が毎日2便運航していることもあり、日本からの視察者が増加傾向にあります。これに比例して当館の便宜供与対応業務も増加傾向にあるところであります。

以上ざっと書き記しましたが、経済全般(知財以外)と知財に関する業務量の比率は、これまでのところ体感的には8:2あるいは9:1くらいですが、今後その時々状況に応じて変わることはあり得るかと思えます。

また、余談になりますが、これらの業務を通じて実に多くの方々とお会いすることになるのですが、前々任にあたる前寄稿著者によりますと3年間で800枚の名刺を使われたとのことですが⁶⁾、筆者は着任から1年ほどで日本から持参した名刺1000枚を使い切ってしまいました。もちろん、お会いした全ての方を覚え切れているわけではないのが心苦しいところではあるのですが。

(3) ドイツ語

さて、上記の業務を何語を用いて行っているかといいますと、日本語、英語、ドイツ語を随時使用しております。当館内や日本人とのやりとりは日本語があれば足りませんが、日本語を解さないドイツ人とやりとりをする場合は、当然ながらドイツ語か英語を使うこととなります。ビジネスや国際的な業務に携わる方々であれば比較的高い可能性で英語を話されますが、そうでない場合はこちらもドイツ語を使用せざるを得ませんし、たとえば英語を話されるドイツ人であっても、ドイツ人が多数集まる場にこちら



便宜供与の用務先同行でも度々訪問したBMW本社ビルディング

5) 「欧州IPGは、欧州における知的財産に関心のある日系企業等が相互に協力、連携の促進を図り、また、一体となって知的財産問題の改善、解決に向けた情報の共有、活動を行い、欧州における適切な事業環境の実現に資することを目的として、2016年2月に設立されました。」(ジェットロ・デュッセルドルフ事務所ウェブサイトより引用、<https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/>)。なお、欧州IPG設立会は、当館にて開催されました(ジェットロ・デュッセルドルフ、欧州知的財産ニュース、Vol. 74、https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/2016/20160202.pdf; 在ミュンヘン総、「総領事館の活動報告」、<http://www.muenchen.de.emb-japan.go.jp/jp/ueberuns/hokoku.ipg.html>)。

6) 前寄稿、44頁。

が赴いているような場合は自然と会話はドイツ語になってしまいます。また、新聞報道等の情報は基本的にドイツ語でありますし、受け取る書簡やメールもドイツ語であることがほとんどです。ということで、ドイツ語を使用せざるを得ない場面がかなり多くあるのですが、正直苦戦しております。筆者は基本的に独学でドイツ語学習を行っていますが、1年ほどたつてようやく読むことと通常の会話くらいはあまり苦労なくできるようになりましたが、業務上の口頭でのやりとりは依然なかなか難しいものがあります。筆者は、通常3年とされている任期が終了するまでには、留学（ミュンヘンに2年間滞在）と合わせ合計5年もドイツに滞在したことになるのですが、それに比して恥ずかしくない程度にはドイツ語能力も向上させたいと思っています。

さて、これまで筆者の担当する業務についてその概要を記してきましたが、より具体的なイメージを持っていただきやすいように、以下ではドイツの経済事情及び欧州の知財情勢に関し、いくつかのトピックについて書き記したいと思います。

3. ドイツ経済事情

(1) 好調なドイツ経済・牽引する南ドイツ2州

ドイツ経済は欧州において一人勝ちとあってよい状況にあります。昨年へ続き今年も好調を維持しております。2015年の経済成長率は前年比+1.7%、2016年第一四半期、第二四半期も、それぞれ前期比+0.7%、+0.4%を達成しています⁷⁾。失業率も、2016年8月時点で6.1%であり⁸⁾、対前年同月比では32ヵ月連続の減少となっています。

こうした好調なドイツ経済を牽引しているのが、当館管轄の南ドイツ2州であります。自動車産業を中心とした製造業に加え、航空・宇宙、情報通信等の先端産業が集中しており、ジーメンス、BMW、アウディ、ベンツ、ポルシェ、ポッシュ、SAPといった世界的大企業が集まるのみならず、ヒドゥン・チャンピオンと呼ばれる高い国際競争力を有する中規模企業が多数存在すると言われております。数字を見ましても、2015年の経済成長率は、BY州2.1%⁹⁾、BW州3.1%¹⁰⁾と連邦平均を上回っており、また、失業率も、2016年8月時点でBY州3.5%¹¹⁾、BW州3.9%¹²⁾と連邦平均を大きく下回っています。

このような好景気を背景に、近年南ドイツ2州への日本企業の進出も増加しております。2州合わせ、日本企業数は692社、在留邦人数も13,242人となり（2015年10月時点、当館調べ）、デュッセルドルフが州都のノルトライン＝ヴェストファーレン州よりも多くなっております。また、日本以外の外国企業も多数進出しており、エアバス、グーグル等が以前より進出しているほか、IBMも2015年12月にWatson IoT事業のグローバル拠点をミュンヘンに開設しました¹³⁾。

南ドイツ2州に産業が集積する理由として、多くの研究機関の存在も指摘されています¹⁴⁾。11あるドイツエリート大学のうち5つ、及び9ある名門工科大学のうち3つが、また、それぞれ基礎研究、応用研究で知られるマックスプランク協会、フラウンホーファー協会傘下の研究所の多くも南ドイツ2州に所在しており、盛んに研究開発が行われていますが、こうした事情が背景にあるわけです（なお、両協会の本部はいずれもミュンヘンにあります）。研究開発活動の盛んさを示す指標の一つとして特許出願数を挙げることはできますが、ドイツ特許商標庁

7) 連邦統計庁、https://www.destatis.de/DE/PresseService/Presse/Pressemitteilungen/2016/08/PD16_291_811.html。

8) 連邦労働庁、<https://statistik.arbeitsagentur.de/Navigation/Statistik/Statistik-nach-Regionen/Politische-Gebietsstruktur-Nav.html>。

9) BY州統計庁、https://www.statistik.bayern.de/presse/archiv/2016/82_2016.php。

10) BW州統計庁、<http://www.statistik.baden-wuerttemberg.de/Presse/Pressemitteilungen/2016078.pm>。

11) 連邦労働庁、<https://statistik.arbeitsagentur.de/Navigation/Statistik/Statistik-nach-Regionen/Politische-Gebietsstruktur/Bayern-Nav.html>。

12) 連邦労働庁、<https://statistik.arbeitsagentur.de/Navigation/Statistik/Statistik-nach-Regionen/Politische-Gebietsstruktur/Baden-Wuerttemberg-Nav.html>。

13) IBM発表、<http://www-06.ibm.com/jp/press/2015/12/1601.html>。

14) IBMも、ミュンヘンにWatson IoT事業のグローバル拠点を開設した理由の1つとして、この点を挙げています。

への独出願人による特許出願のうち実に62.4%が南2州からの出願となっています(2015年)¹⁵⁾。

(2) インダストリー4.0

近年、インダストリー4.0あるいは第4次産業革命がなにかと話題です。日本でも、本年4月に経済産業省とドイツ連邦経済エネルギー省との間で「IoT/インダストリー4.0協力に係る共同声明」への署名が行われました¹⁶⁾、本年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」においても、名目GDP600兆円の達成に向け第4次産業革命の推進が謳われております¹⁷⁾。このように日本でも益々の盛り上がりを見せておりますが、インダストリー4.0はドイツがその発祥の地であります。初めてこの言葉が使われたのは、ハノーファー産業メッセ2011においてであり、ドイツ連邦政府の諮問機関であるForschungsunion¹⁸⁾により造語されたようです。インダストリー4.0は、第4次産業革命という呼び方をされることもあり、使う人によって意味するところがまちまちであるところがあるのですが、ざっくり言いますと、製造業の分野にICTを適用しデジタル化を促進することで生産性を向上し競争力を高め、製造立国としてのドイツの優位性を維持していこうとするムーブメントであると言えるかと思えます。2013年4月に、3つの業界団体(BITKOM、VDMA、ZVEI)が団体の境界を越えてのインダストリー4.0の促進を目的として「プラットフォーム・インダストリー4.0」を創設、その後、ハノーファー産業メッセ2015において、連邦経済エネルギー相及び連邦教育研究相が音頭をとり産官学の代表者をプラットフォーム・インダストリー4.0に関与させるに至り、まさに国を上げての体制が構築されております¹⁹⁾。

インダストリー4.0については既に多くの報告がなされていますので、これ以上の詳細については本稿では割愛いたしますが、筆者の業務との関係では、日本からのインダストリー4.0関連の視察が相次ぎ



ジーメンス アンベルク工場

その便宜供与対応が多くなっています。おかげさまで同行した用務先で話を聞く機会にも恵まれました。また、本年7月には、インダストリー4.0の取り組みで有名なジーメンスのアンベルク工場を訪問する機会をいただき、いろいろとお話を聞くことができました。同工場は、世界中から年間6,000人以上の視察者が訪問しているとのことで、通常ですと半年先までアポイントメントがうまっておりなかなか視察も叶わないのですが、今回、ミュンヘン日本人会法人会及びBY州経済省企業誘致部インベスト・イン・バヴァリアのご尽力のおかげで、筆者も視察の機会をいただくことができました。

ところで、本夏には、インダストリー4.0関連で全く異なる観点からの大きな出来事がありました。中国の大手家電メーカーである美的集団(Media)が、アウグスブルクに本拠を置く産業用ロボット製造大手のKUKA社買収の動きを見せたのであります。KUKA社は、ファナックや安川電機の競合になりますが、当地の報道によりますと、ドイツにおいてインダストリー4.0を象徴する看板企業であるところ、美的集団による買収を阻止すべく、同社の技術の中国への流出を危惧するガブリエル連邦副首相・連邦経済相やエッティンガー・デジタル担当欧州委員等らにより、ドイツを含む欧州産業界

15) DPMA2015年次報告、https://www.dpma.de/docs/service/veroeffentlichungen/jahresberichte/jahresbericht2015_barrierearm.pdf。

16) 経済産業省ニュースリリース、2016年4月28日、<http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160428011/20160428011.html>。

17) 「日本再興戦略2016」、http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html#c21。

18) Forschungsunion、http://www.forschungsunion.de/themen_und_bedarfsfelder/index.html。

19) PLATFORM INDUSTRIE4.0、<http://www.plattform-i40.de/I40/Navigation/DE/Home/home.html>。

からの対抗買収案の提示、独対外経済法 (Aussenwirtschaftsgesetz) の適用等が検討されましたが、いずれも頓挫、結局、美的集団は8月初めまでにKUKA社株の約95%を取得するに至ったとのことであります。

(3) エネルギー事情

2011年3月の福島原発事故を受け、ドイツでは、2022年までにそれまで稼働していた全17基の原発を停止することが決定されていますが、2016年9月時点で8基が依然稼働しております(うち5基が南ドイツ2州に所在)。

他方、これに代わるものとして、再生可能エネルギーの研究開発・事業促進が盛んに行われております。再生可能エネルギーが発電電力量に占める割合は、特に風力発電及び太陽光発電による伸びが貢献し、2015年には30.1%まで増加しています。2014年8月に成立した改正再生可能エネルギー法により、再生可能エネルギーによる消費電力を2025年までに40～45%、2035年までに55～60%、2050年までに



ドイツの原発 (青色が依然稼働中)
(連邦経済エネルギー省ウェブサイトより引用²⁰⁾)

少なくとも80%とすることが目標とされています。

さて、南ドイツで稼働中の5基の原発の稼働停止を大きな影響なく行うには、ドイツ北部の比較的豊富な電力を南部に送電する必要がありますが、そのための高圧送電線の敷設が難航しております。2015年7月に連邦政府とBY州政府との間で、一本の送電線を地下埋設型で敷設することで交渉がまとまりましたが、住民の反対運動等により実際の敷設は進んでいないようです。

なお、自治体レベルでの再生可能エネルギー促進の取り組みも盛んに行われており、農林業廃棄物を利用したバイオガス発電や太陽光発電等を活用し、周辺自治体に余剰電力を売電できるほど自給率が高いところも存在しています²¹⁾。

(4) BREXITの影響

英国は、6月23日に行われた国民投票により、EUを離脱することを決定しました。英国のEU離脱による影響、特に経済面における影響については、憶測や潜在的な可能性も含め様々考えられますが²²⁾、実際にどのような影響が出るかは最終的には離脱交渉の結果次第であり、現時点で全く不透明というのが大方の見方であるようです。他方、長期的にはなんらかマイナスの影響が出ることは避けられず、特に不確実性を嫌う産業界においては、英国に置いている事業拠点を今後大陸側に移すという動きが出てくることも十分に考えられると言われておりますが、そのような見通しの下、大陸側では各国間で、また、ドイツ国内では連邦州や都市間でも、既に誘致競争が始まっていたりします。

4. 欧州知財情勢

さて、ミュンヘンに駐在する特許庁出身のアタッシュェとして、知財情勢についてもいくらか書いておきたいと思います。

20) 連邦経済エネルギー省、<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Energie/Konventionelle-Energietraeger/uran-kernenergie,did=156054.html>。

21) 例えば、メルケンドルフの取り組みが有名です。<http://www.merkendorf.de/Gewerbe/Energie.html>

22) この点については、「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」により採択された「英国及びEUへのメッセージ」にも網羅的に記載されています(英国のEU離脱に関する政府タスクフォース、http://www.kantei.go.jp/jp/singi/euridatsu_taskforce/)。なお、知財制度への影響については、後述。

(1) 欧州の知財センター・ミュンヘン

特許懇誌の読者の皆様には既にご案内のことかと思いますが、ミュンヘンには、欧州特許庁 (EPO)、ドイツ特許商標庁 (DPMA) をはじめ、連邦特許裁判所、ミュンヘン地方裁判所といった知財関係機関が集中しており²³⁾、また、そのカウンターパートとしての特許・法律事務所も多数所在しています。こうした実務界に加え、マックスプランク・イノベーション競争研究所やミュンヘン知財法センター (MIPLC) 等の学術・研究・教育機関も所在しており、各種セミナーやシンポジウムも多数開催され、毎年のように世界中から著名な知財関係者もミュンヘンを訪問されています。実に多様な機関・人材が集中し、多様な知財ネットワークが形成されているわけです。

日本人の知財関係者も増加傾向にあるようです。企業からの駐在・研修の方や、当地事務所に勤務されている弁護士・弁理士、各所からの留学生等様々いらっしゃいますが、筆者自身、2010年6月より2年間MIPLCに留学した経験がありますが、その頃よりも数は増えているように思います。そうした日本人を対象に、いくつかの特許・法律事務所では定期・不定期に知財セミナーも開催されています。

日本人知財関係者の増加の背景として、欧州の知財実務界において、日本企業が依然大きなプレゼンスを誇っていることがあります。2015年の特許出願件数を見ても、EPOへの出願は、米国 (27%)、ドイツ (16%)、日本 (13%) は第3位²⁴⁾、DPMAへの出願も、日本 (9.6%) は米国 (9.2%) を抜きドイツ (70.8%) に次ぐ第2位となっております²⁵⁾。



欧州特許庁 (EPO) 本部ビルディング



ドイツ特許商標庁 (DPMA)



連邦特許裁判所



マックスプランク・イノベーション競争研究所

23) 知財訴訟でよく利用されるマンハイム地裁や、カールスルーエにある連邦最高裁判所も当館管内となります。

24) EPO2015年年度報告、<https://www.epo.org/about-us/annual-reports-statistics/annual-report/2015/statistics/patent-applications.html#tab2>。

25) DPMA2015年年度報告。

このような状況下、本年2月に欧州IPGが発足したことは既述のとおりですが、今後の日本企業のプレゼンス維持のためにも、その活動に当館からもご協力させていただければと考えております。

(2) 欧州単一効特許と統一特許裁判所

1975年の共同体特許条約署名以降、実に約40年に渡る検討・紆余曲折を経て、欧州単一効特許及び欧州統一特許裁判所（以下「UP/UPC制度」²⁶⁾）を創設する法的枠組みである欧州単一特許パッケージが2013年2月に成立²⁷⁾、その後各所での準備作業も順調に進み早ければ2016年中に英仏独を含む13カ国の批准を経て2017年にも制度が開始されるも一部では見込まれていましたが²⁸⁾、本年6月の英国国民投票の結果、制度開始の見込みは再び不透明になってしまいました。統一特許裁判所協定（以下「UPC協定」）中に、統一特許裁判所（以下「UPC」）の中央部（の一部）をロンドンに置くと書かれてしまっているため²⁹⁾、少なくともこの点については再交渉を行う必要がありそうですし、現在のUPC協定や関連規則中には英国の主張として盛り込まれることとなった内容もあるでしょうから、それらの点についてもこれを機に再交渉しようとする動きも出てくるかもしれず³⁰⁾、そうなると制度開始はますます遅れることになりそうです。

英国がEUから離脱してしまうと、UP/UPC制度のユーザにとっての魅力が減じられることになる点はどうしても否めませんが、そもそもBREXITとは無関係に、UP/UPC制度が実際にユーザに利用

される制度となるのかについては疑問なしとしない、との指摘があります。これは全く個人的な見解になるのですが、UP/UPC制度下においては、4カ国以上で欧州特許を有効とする場合に限り現行の欧州特許条約（EPC）下の制度に比して特許維持費用の点でコスト的にペイすると言われていますが³¹⁾、他方、UP/UPC制度下では、7年間の経過期間満了後に出願された欧州特許についてはいわゆるオプトアウトを行うことができず、当該欧州特許に係る係争は単一効の有無に関わらずUPCの専属管轄となるのですが³²⁾、UPCにおいては、ある係争で欧州特許が無効と判断されると、その欧州特許は単一効の有無にかかわらず全域で無効になってしまうといったリスクも存在します³³⁾。即ち、UP/UPC制度は、4カ国以上で欧州特許を有効とし、かつ上記の無効化されるリスクを許容できる場合に初めてユーザにとってメリットがあるものとなるわけですが、そもそも現行のEPC下の制度でもユーザの多くがせいぜい2～3カ国でしか欧州特許を有効としていないとも言われる現状に鑑みれば、自身の事業の実態に照らして、UP/UPC制度の利用になおメリット有りかと判断するユーザがどれだけいるのか正直よくわからないところであります。

ちなみに、UP/UPC制度の利用を避けようとする場合、経過期間満了後は、ユーザはEPOではなく各国特許庁へ出願することが必要となります（EPO経由の欧州特許に係る係争はUPCの専属管轄となるため）。現行のEPC下の制度においても、業界にもよりますが、各国特許庁への出願を増やす動きを見せる企業も出てきているようでもあります

26) 両者を総称する定まった用語は存在しないようなので、本稿では、便宜的に「UP/UPC制度」の語を用いることにします。

27) 川俣洋史、山崎利直、竹下敦也、「欧州単一効特許と統一特許裁判所」、特許研究、No.55、2013年3月、<http://www.inpit.go.jp/content/100526405.pdf>。

28) なお、欧州理事会/EU理事会ウェブサイトによれば、2016年9月14日時点でUPC協定批准国は11カ国となっています。<http://www.consilium.europa.eu/en/documents-publications/agreements-conventions/agreement/?aid=2013001>

29) UPC協定第7条第2項。

30) 例えば、本年6月にミュンヘンにおいて開催された「ミュンヘン国際特許法カンファレンス2016」において、ミュンヘン地方裁判所知財部門のZigann裁判長が同趣旨の発言をされています。Munich International Patent Law Conference、<http://www.munichinternationalpatentlawconference.de/>。

31) 欧州特許庁ニュース、2015年6月24日、<https://www.epo.org/news-issues/news/2015/20150624.html>。

32) UPC協定第32条第1項及び第83条第3項。なお、7年間の経過期間中は国内裁判所で争うことができ（UPC協定第83条第1項）、また、経過期間満了後もオプトアウトにより統一特許裁判所の専属管轄が外れた欧州特許については国内裁判所で係争可能（UPC協定第32条第2項）。

33) UPC協定第34条。

し、また、例えば、DPMAへの特許出願件数は、近年増加の一途を辿っており、ドイツ国外からの出願では2015年は日本が米国を抜き第1位となっているように³⁴⁾、データからもそのような傾向が感じられなくはないところです。英国がEUを脱退した後のUP/UPC制度下では、これまでの約40年にわたる努力に対して逆説的あるいは皮肉的ですが、この動きがさらに加速するようなこともあるのかもしれませんが。

(3) BREXITのその他の影響

UP/UPC制度以外では、EUレベルの枠組みである欧州連合商標 (EU商標) 及び共同体意匠の制度へBREXITの影響が生じます。英国知財庁の発表にもあるように³⁵⁾、英国がEUを実際に離脱する時点までは当然ながら現行の制度が英国も有効にカバーしますが、このまま何も手当てを行わなければ、英国が離脱した時点でEU商標及び共同体意匠による保護は、これまた当然ながら英国には及ばなくなると考えられます。これに対しては、例えば英国国内法により、EU商標及び共同体意匠を英国内で有効な商標及び意匠とそれぞれみなすような措置をとれば、保護自体の穴は埋められるでしょうが、この場合でも、英国におけるエンフォースメントはあくまで英国国内法によるものに限られ、現行のEU商標及び共同体意匠の制度において用意されている裁判所等のEUレベルの枠組みは利用できない、といった現行制度との差異がどうしても出てくることになります。いずれにしましても、英国政府は様々な選択肢を検討中とのことであり、また、実際に採用される選択肢はEUとの離脱交渉も踏まえて決まってくるものであろうところ、やはり当面は様子を見るしかなさそうです。

5. おわりに

ミュンヘンでの生活や本場のオクトーバフェスト、ドイツ人についての個人的な印象等についても書こうかと思っていたのですが、いろいろ書いているうちに結構長くなってしまったのと、また時間の制約もありましたので、そちらのお話は次の機会にまわしたいと思います。

本寄稿が、皆様がドイツや欧州に対して関心をもたれるきっかけとなれば幸いです。ここまでお付き合いいただき、ありがとうございました。

profile

濱中 信行 (はまなか のぶゆき)

2002年4月	特許庁入庁 (特許審査第四部情報処理配属)
2007年4月	経済産業省商務情報政策局情報経済課 係長
2009年4月	特許庁特許審査第四部インターフェイス 審査官
2010年6月	ミュンヘン知財法センター (Munich Intellectual Property Law Center) 留学
2012年7月	特許庁特許審査第四部電話通信 審査官
2012年12月	経済産業省通商政策局通商機構部 参事官補佐
2015年1月	特許庁審査第四部電話通信 審査官
2015年6月	在ミュンヘン日本国総領事館 領事 (現職)

34) DPMA2015年年度報告。

35) 英国知財庁発表、「IP and BREXIT: The facts」、<https://www.gov.uk/government/news/ip-and-brexit-the-facts>。